

令和元年10月13日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都議会自由民主党

幹事長 鈴木 章浩

台風第19号による都内の被害状況の全容を早急に把握するとともに、被災した都民への全面的対応に関する要望

9月に首都圏に上陸した台風第15号の被災復旧の目途が立たない中、10月12日に上陸した台風第19号は、大型で猛烈な勢力を保ったまま、関東甲信越、東北地方に甚大な被害を及ぼし、首都圏も直撃を受け、多摩川の氾濫による浸水被害や西多摩地域の道路陥没など甚大な被害を及ぼした。

また、台風第15号により甚大な被害を受けた島嶼地域は、台風第19号により、停電や断水、通信回線の不通など島民の生活に度重なる影響を及ぼした。

都災害対策本部は、台風第19号により特別警報が発表された25区市町村の災害救助法の適用を決定したが、引き続き、都における被害状況の全容の早急な把握に努め、被災地の復旧を早期に行うとともに都民の生活再建に向け、被災者の支援に全力を尽くす必要がある。

特に、多摩川の氾濫で浸水被害に遭われている世田谷区など多摩川流域の被災地には、都民の生命の安全を第一に考え、一日も早い復旧を行うべきである。

そこで、東京都議会自由民主党は、以下の対策を速やかに講じるよう強く要望します。

#### 記

- 1 被害状況の全容を早期に把握するとともに、災害救助法を適用し、復旧に万全を期すこと。
- 2 多摩川や浅川、秋川等の氾濫を教訓に河川対策の改善を早期に取り組むこと。
- 3 避難勧告、避難指示の早期決定を行うため、都と区市町村との情報を共有の徹底を図ること。
- 4 島しょ地域の復旧については、非常用電源の確保に十分配慮すること。
- 5 河川氾濫時の避難所は、避難地域の状況に応じた対策を取るよう、区市町村との連携を図ること。
- 6 地域の住民の生活に多大な影響を及ぼす、都道184号線の復旧を図ること。

- 7 台風 15 号及び 19 号により、被害を受けた農業、林業を営む企業についての施設復旧や助成措置等、支援策を講じること。
- 8 住宅被災住民へは、積極的に公社住宅、都営住宅の提供を行うこと。